

請 書

- 1 目的物の名称
- 2 規 格
- 3 数 量
- 4 単 価 円
- 5 契 約 金 額 金 円
(うち消費税額及び地方消費税の額 円)
- 6 納 入 場 所
- 7 納 入 期 限 年 月 日

上記のことについて、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）に基づき、契約を締結しましたので、次の事項を遵守いたします。

- (1) この契約により請人に生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- (2) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (3) 目的物は、貴県の指示する仕様書若しくは図面又は現品見本に基づき作成すること。この場合において、仕様書若しくは図面に明示されていないもの又は仕様書と図面との間で交互符合しないものがあるときは、貴県と協議すること。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により、請人が納入期限までに目的物を納入することができないときは、その都度遅滞なく、当該遅延の理由、延長希望日数等を詳記した期限延長の申請書を貴県に提出すること。
- (5) 目的物を納入するときは、納品書に貴県が必要とする書類一切を添付した上で、これらの書類を提出し、請人が立会いの下、検査を受け、検査に合格した後引渡しをすること。
- (6) 貴県及び請人双方の責めに帰することができない事由によって目的物を納入することができなくなったときは、貴県は支払を拒むことができること。ただし、貴県の責めに帰すべき事由によって目的物を納入することができなくなったときは、貴県は支払を拒むことができないこと。この場合において、請人は、目的物を納入することを免れたことによって、利益を得たときは、これを貴県に償還すること。
- (7) 契約金額は、目的物の貴県への引渡し後に請求すること。
- (8) 請人の責めに帰する事由により、納入期限までに目的物を納入することができないときは、遅延料として遅延日数1日につき契約金額の1000分の2に相当する金額を納付すること。
- (9) 納入期限まで若しくは納入期限到来後相当の期間内に、契約物件の納入の見込みがないと貴県が認めたとき又はこの請書の各号のいずれかに違反したときは、いつでもこの契約を解除せられ、請人が契約保証金の納付を免除されているときは、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付すること。
- (10) 納入した目的物がこの契約の内容に適合しないものである場合において、貴県がその不適合を知ったときから1年以内にその旨の通知をした場合は、契約不適合の責任を負うこと。
- (11) この契約の締結に要する費用及び目的物の納入に至るまでに必要な全ての費用は、請人が負担すること。
- (12) この請書及び岡山県財務規則に定めがない事項で必要があるとき並びにこの契約について紛争を生じたときは、貴県及び請人において協議して定めること。

年 月 日

岡山県知事

殿

請人

住所

氏名

印